

すべての遺伝子組み換え食品に表示を求めます

私たち消費者には、自分の食べるものに何が含まれているのかを知る権利があります。消費者基本法にも、消費者の権利として「必要な情報が提供される権利」が明記されています。ところが、日本には遺伝子組み換えのトウモロコシ、大豆、ナタネ、綿実を原料とする食品が大量に出回っているにもかかわらず、ほとんどの食品にその旨が表示されておらず、消費者の権利はないがしろにされています。遺伝子組み換え表示が義務化されているのは豆腐、納豆などごく一部の食品に限られ、油、糖類など多くの食品に表示する必要はありません。そのため、ほとんどの消費者がそうとは知らされないまま大量の遺伝子組み換え加工食品を食べさせられています。

現在の制度は、食品の場合、使われている原料の上位3品目にしか表示義務がありません。そして、5%までなら混入していても「遺伝子組み換えでない」と表示できます。また、遺伝子組み換え作物の最大の用途である飼料にも表示義務がないため、農家は知らないまま給餌することを強いられています。

2015年4月に「食品表示法」が施行された際、私たちは遺伝子組み換え食品の表示について、EUと同等の全食品表示を要求しましたが、見直しはなされませんでした。

私たちは、EU並みにすべての遺伝子組み換え食品・飼料への表示を義務付け、消費者の「知る権利」、「選ぶ権利」をきちんと保障することを求めます。

要求項目

- 一、 すべての遺伝子組み換え食品・飼料への表示の義務化を求めます
- 一、 意図しない混入率はEU並みの0.9%未満へと厳格化してください

氏名	住所

上記個人情報は本目的以外には使用しません。

集約：2015年12月20日

【取り扱い団体】

【集約団体】

特定非営利活動法人日本消費者連盟
遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207
TEL:03-5155-4756 FAX:03-5155-4767